

高岡市指令環政第 1733 号
令和 6 年 3 月 19 日

一般廃棄物収集運搬業

許 可 証

住 所 富山県高岡市福岡町土屋 685 番地 1
有限会社高岡クリーン環境
氏 名 代表取締役 新田 利幸 様

高岡市長 角田 悠紀



高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 37 条に規定する許可をしたことを証する。

- 1 業務の種類 一般廃棄物収集運搬業 (生し尿・浄化槽汚泥を除く)
- 2 設置場所 富山県高岡市福岡町土屋 685 番地 1
- 3 最終処分地 高岡広域エコ・クリーンセンター
高岡市が指定する処理業者の市内の処理施設
高岡市埋立処分場
- 4 許可期間 令和 6 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで



5 許可の条件

- (1) 一般廃棄物収集運搬地域は高岡市域内とする。
- (2) 許可の対象とする業務の範囲は、可燃物、不燃物、粗大ごみとする。
- (3) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

6 注意事項

- (1) 申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに市長に報告すること。
- (2) 許可証は他に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (3) 業務を休止、又は廃止しようとするときは、その 15 日前までに市長に届け出ること。
- (4) 可燃物と不燃物を分別のうえ収集し、紙、金属等資源ごみについては資源化再利用されるよう努めること。なお、その他の一般廃棄物については係員の指示に従い、各処理場へ搬入すること。
- (5) 高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 38 条及び同条例施行規則第 23 条の規定により一般廃棄物取扱状況報告書を毎月提出すること。
- (6) 関係法令及び市条例に違反したとき、又は許可の条件に違反したときは、この許可を取り消すことがある。